

令和2年度

教育委員会事務事業点検評価報告書

矢巾町教育委員会

## 1 点検・評価制度の概要

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」ことに基づき、作成するものである。これにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、住民への説明責任を果たすことを目的とする。

### <参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 教育委員会の評価の考え方

評価の区分	年度目標達成度
A 目標を達成できていると同時に事業成果が見られる	概ね100%の達成度で、事業成果が見られる場合
B 目標を達成できている	90%以上またはさらに新たな目標を設定できる場合
C 目標の一部が達成されておらず、次年度以降の課題を要する	90%未満または主要事務事業の取り組み方法を見直す必要がある場合

## 3 学識経験者の知見の活用

点検及び評価の客観性を確保するため、学識経験者の知見を活用することとした。

第7次矢巾町総合計画後期基本計画における、まちづくりの方針のうち「時代を拓き次代につながるひとづくり」の分野において、学校教育の充実についての行政施策が、教育委員会の業務として位置づけられており、その取り組みの成果として、どのぐらい達成できたかとの視点から、「重点施策－具体的施策－主要事務事業」の体系により推進してきた概要と成果について、点検及び評価を行う評価者として次の3人の方をお願いした。

氏名	職業等
佐々木 文子	無職
矢幅 智	無職
菅原文彦	地方公務員

#### 4 令和2年度教育委員会活動報告

##### (1) 教育委員の選任状況

職名	氏名	教育委員任期
教育長	和田 修	※教育長任期 3年 R元・10・1 ~ R4・9・30 (教育長1期目の就任年月日 H29・4・1)
教育委員 (教育長職務代理者)	大坊 一男	※委員任期 4年 R元・10・1 ~ R5・9・30 (委員1期目の就任年月日 H27・10・1) (職務代理就者任年月日 H29.12.25)
教育委員	掛川 はるな	※委員任期 4年 H30・10・1 ~ R4・9・30 (委員1期目の就任年月日 H28・10・1)
教育委員	齊藤 学	※委員任期 4年 R2・10・1 ~ R6・9・30 (委員1期目の就任年月日 H29・4・1)
教育委員	漆原 祥子	※委員任期 4年 H29・12・23 ~ R3・12・22 (委員1期目の就任年月日 H29・12・23)

##### (2) 教育委員会会議開催状況

議案 番号	報告 番号	件名	会議 種別	会議日
	1	令和2年度矢巾町学校教育推進計画について	定例	4月24日
	2	矢巾町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について	定例	4月24日
	3	矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について	定例	4月24日
	4	教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について	定例	4月24日
	5	矢巾町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令について	定例	4月24日
	6	矢巾町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について	定例	4月24日
	7	申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例に関する規則の一部を改正する規則について	定例	4月24日
	8	矢巾町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について	定例	4月24日
	9	矢巾町教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について	定例	4月24日
	10	矢巾町教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令について	定例	4月24日
	11	矢巾町いじめ防止対策に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	定例	4月24日
	12	矢巾町立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について	定例	4月24日
	13	矢巾町立小中学校学校評議員運営規程を廃止する訓令について	定例	4月24日
	14	矢巾町立中学校部活動指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について	定例	4月24日
	15	矢巾町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について	定例	4月24日

議案 番号	報告 番号	件 名	会議 種別	会議日
	16	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	4月24日
	17	令和元年度矢巾町一般会計補正予算第10号の専決処分に係る報告（教育委員会関係）について	定例	5月28日
	18	矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について	定例	5月28日
	19	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第1号（教育委員会関係）について	定例	5月28日
	20	矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則について	定例	5月28日
	21	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	5月28日
	22	職員の人事異動について	定例	5月28日
1		令和元年度教育委員会事務事業点検評価について	定例	5月28日
2		令和2年度教育委員会事務事業点検評価の成果目標について	定例	5月28日
	23	矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	定例	6月30日
	24	矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	定例	6月30日
	25	矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	定例	6月30日
	26	新型コロナウイルス感染症対策要保護世帯等支援給付金支給事務要綱について	定例	6月30日
	27	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第2号（教育委員会関係）について	定例	6月30日
	28	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第3号（教育委員会関係）について	定例	6月30日
	29	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	6月30日
	30	矢巾町立学校運営協議会委員の任命について	定例	7月30日
	31	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第4号（教育委員会関係）について	定例	7月30日
	32	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	7月30日
3		令和3年度使用小・中学校の教科用図書の採択について	定例	7月30日
	33	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	8月31日
	34	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第5号（教育委員会関係）について	定例	9月29日
	35	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第6号（教育委員会関係）について	定例	9月29日
	36	財産の取得に関し議決を求めることについて	定例	9月29日
	37	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	9月29日
	38	令和2年度矢巾町スクールバス運行方針について	定例	10月27日
	39	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第7号（教育委員会関係）について	定例	10月27日
	40	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	10月27日
	41	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	11月27日
	42	矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について	定例	12月18日

議案 番号	報告 番号	件 名	会議 種別	会議日
	43	矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定に関し議会の議決を求めることについて	定例	12月18日
	44	矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定に関し議会の議決を求めることについて	定例	12月18日
	45	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第9号（教育委員会関係）について	定例	12月18日
	46	矢巾町奨学金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について	定例	12月18日
	47	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	12月18日
	48	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	1月26日
	49	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	2月26日
4		教職員の人事異動の内申について	定例	2月26日
	50	令和3年度矢巾町一般会計予算（教育委員会関係）について	定例	3月25日
	51	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第14号（教育委員会関係）について	定例	3月25日
	52	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	3月25日
	53	職員の人事異動について	定例	3月25日
5		第2期矢巾町教育振興基本計画について	定例	3月25日
6		矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について	定例	3月25日
7		矢巾町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令	定例	3月25日
8		矢巾町学校給食共同調理場の職員に関する規程	定例	3月25日
9		矢巾町学校給食実施規程について	定例	3月25日

### (3) 教育委員会議以外の活動状況

学校訪問、各種会議、大会、研修会等（新型コロナウイルス関連にてほとんどが中止）

月 日	実施校、大会・研修名等	場所	参加委員
4月1日	矢巾町立小中学校教職員着任式	矢巾町	和田教育長
4月24日	紫波郡地方教育委員会連絡協議会総会	紫波町	和田教育長、大坊教育長職務代理者 掛川委員、齊藤委員、漆原委員
11月9日	公開研究会（古館小学校）	紫波町	和田教育長
2月12日	総合教育会議	矢巾町	和田教育長、大坊教育長職務代理者 掛川委員、齊藤委員、漆原委員
3月24日	矢巾町立小中学校教職員離任式	矢巾町	和田教育長

## 5 学識経験者の総評

矢巾町教育委員会で所管する各種施策、事業全般について、幅広い教育分野において、綿密な計画に基づく実施と各機関との連携した取り組みがされていることを評価するものです。

評価基準については、

Aは目標を達成できていると同時に事業成果が見られる。

Bは目標を達成できている。

Cは目標の一部が達成されておらず、次年度以降の課題を要する。

となっており、この基準により点検評価を行った結果の総評は次のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、学校主催の行事や授業実施について、学びの保障を担保しつつアフターコロナを見据えたスタイルへの見直しをお願いしたい。
- ② コロナ禍の中、不要不急の外出が制限され、児童生徒の家庭にいる時間が増えてきていることから、家庭における児童生徒の健康管理や体力向上、あるいは、モチベーションの維持や家庭学習による学力向上など、学校及び家庭と連携しながら取り組んでいただきたい。
- ③ 近年、LGBTQについては、いじめの事案の要因ともなっているため、正しい知識を持つことは差別や偏見を払拭する第一歩であることから、人権教育等における取り組みをお願いしたい。
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用による相談業務の充実、そして、専科加配等の教職員等の配置による児童生徒の学力向上など一層の取り組みをお願いしたい。
- ⑤ 教育環境や学校施設については、施設設備の定期点検及び随時点検を行い、補修箇所早期発見と早期対応に取り組まれ、引き続き事故等が発生しないよう安全安心に配慮し継続した取り組みをお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症対策により、各種事業の取り組みが行われず、多くの成果目標の取り組みが実施されなかったが、成果指標として掲げられていないことでも、事業の趣旨に寄与した取り組みについては、できるだけ評価していただきたい。

また、成果目標をできるだけ数値化し、取り組み結果も数値等で表すこと（指標）により具体的な成果が見えるので引き続き取り組んでいただきたい。

さらに、改善を要する項目もあることから目標達成のための指標や評価項目については随時見直しを行い、教育委員会として更なる成果の向上に努められたい。

# 主要事務事業の成果に関する説明書

## 1 学校教育課関係

(令和2年度)

<p>* 評価の基準                  A：目標を達成できていると同時に事業成果が見られる。                  B：目標を達成できている。                  C：目標の一部が達成されておらず、次年度以降の課題を要する。</p>
---

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	知・徳・体のバランスを重視した教育の推進	(1) 豊かな心の育成	(1) 道徳教育の充実	①道徳教育研修会	(事業の概要) ①道徳教育全体計画に学校内推進体制を含め、別様の作成・推進を支援する。 ②「特別の教科道徳」の実施に向けた取組として年1回以上の校内研の実施を支援する。 ③自分にはよいところがあると思う児童生徒の育成に努める。 ④人の気持ちがわかる人間になりたいと思う児童生徒を育成する。 ⑤「人が困っているときは、進んで助ける」と答える児童生徒を育成する。 (成果) ①道徳教育全体計画に学校内推進体制を含め、別様を作成している学校の割合(100%) ⇒ (100%) ②「特別の教科道徳」の実施に向けた取組として年1回以上の校内研を実施している学校の割合(小中 100%) ⇒ (100%) ③自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合(83%) ⇒ (76%) ④人の気持ちがわかる人間になりたいと思っている児童生徒の割合(98%) ⇒ (97%) ⑤「人が困っているときは、進んで助ける」と答えた児童生徒の割合(積極的肯定のみ)(県目標 69%に対し町目標 69%) ⇒ (69%)	各校において道徳推進教師を軸とした教育全体で行う道徳教育の体制づくりに意識的に取組んだ。不動小学校を会場に町道徳教育研修会を開催し、授業研究会を通して小中連携の視点から意見を交流し合い、系統的な取組について協議を行った。感染症対策のため、会場校職員のみの実施となったが、当日資料等について町内全学校に配布した。内容項目に沿った年間計画及び別業の見直し、評価等に関する校内の研修体制の充実を図ることに繋がった。成果目標については、③の項目が目標値を大きく下回り、自己肯定感をいかにしてもたせるかが今後の取組の重点となる。	B
		(2) 生徒指導の充実	①教育振興総務事業(町学校警察連絡協議会)	(事業の概要) ①学校において、「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした姿勢で児童生徒一人ひとりに寄り添った指導を組織的に推進する。 ②日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じて規範意識や社会性を育むきめ細かな指導を行うとともに、家庭や地域社会、関係機関などの理解と協力を得て、一体となって児童生徒の健全育成に努める。 (成果) ①学校警察連絡協議会による巡回指導回数(のべ10回) ⇒ のべ9回	感染症対策のため書面議決等にて対応した。行政の各部署や警察等の機関と情報を共有しながら児童生徒の健全育成に努めるとともに、長期休業期間における巡回指導において主要施設や商店等を見まわり、児童生徒の生活指導をすることができた。なお、今後も関係機関と密な連携を図りたい。	B	
		(3) 学校不適應への対応	①学校適応指導事業(こころの窓) ②QUの活用事業	(事業の概要) ①教育相談体制の一層の充実や関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の縮減、問題行動等の未然防止に取り組む。 (成果) ①不登校(年間30日以上欠席)児童生徒数(小：2人・中：14人) ⇒ 小：4人、中28人 *QUとは? ⇒ 楽しい学校生活を送るためのアンケートのことで、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と学級経営の方針を把握することができまます。	学校不適應児童生徒は、新型コロナウイルス感染拡大に伴った臨時休業措置等により、全国的に急増である。矢巾町でも同様であり、目標値は達成できなかったが、早期に改善傾向に向かった児童生徒が多かったことは良い点と言える。 小学校高学年及び中学校におけるQUの活用については、各校での研修会等により活用が図られている。	B	
		(4) 教育相談機能の充実	①スクールカウンセラー配置事業(県事業) スクールソーシャルワーカー配置事業(県事業)	(事業の概要) ①学校不適應の未然防止、早期発見・早期対応のためにスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努める。 (成果) ①不登校(年間30日以上欠席)児童生徒数(小：2人・中：14人) ⇒ 小：4人、中28人	スクールカウンセラー(SC)を小中4校に配置。他2校の小学校へは中学校の配置型SCを数回派遣したが、新型コロナウイルスの感染拡大等により、学校不適應児童生徒は増加した。今後は、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用、スクールカウンセラーによる校内研修等も視野に入れ対応したい。	B	

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	知・徳・体のバランスを重視した教育の推進	(1) 豊かな心の育成	(5) 小中、幼保小連携教育	①小・中連携推進会議 ②幼保小連携推進に係る訪問等支援	(事業の概要) ①矢巾型の小中連携教育に取り組み、学力保障と児童生徒指導上の課題解決に努める。 ②学級経営の充実を図り、児童生徒の理解を進め、好ましい人間関係作りなどを行うとともに、小中連携推進会議を複数回行い、連携を強化し、特に小1プロブレム、中1ギャップの解消に努める。 ③幼児教育と学校教育をつなぐ観点から、相互の理解を深め、接続カリキュラム（スタートカリキュラム）の作成および実質的な運用を支援する。 (成果) ①小・中連携推進会議の複数回の実施⇒2回実施 ②幼保小の円滑な連携に取り組んでいる小学校の割合（スタートカリキュラム作成）（100%）⇒（100%）	接続カリキュラムについては令和元年度に作成済み。小・中連携推進会議を2回実施し、接続カリキュラムの運用についての情報共有と見直し部分について協議した。今後は目指す12の姿について共通理解の上、取り組んでいく。	B
			(6) 心の授業研修会	①心の授業研修会	(事業の概要) ①包括的な生きる支援の充実を図るために、教育的な立場からの支援の理解を深め、児童生徒がよりよく明るい生活をするための研修を通して、ゲートキーパーとしての役割を担う実践力を養う。 (成果) ①心の授業研修会（1回）⇒心の授業（3回）、ゲートキーパー養成講座（2回）	小中学校において、心の授業を3回、教職員及びPTAを対象にゲートキーパー養成講座を2回開催し、支援の理解と実践力を養うことができた。	B
		(2) 確かな学力の保障	(1) 確かな学力の保障	①教育研究所運営事業（CRT・家庭学習） ②学校公開事業 ③紫波郡教育研究会研修会	(事業の概要) ①基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育む。 ②明確な学習課題の提示と児童生徒の定着状況を把握する場面を設定した授業の展開など授業改善に努め、教員相互の授業参観や、指導主事等の訪問指導により校内研修を充実し、教員の指導力の向上に努める。 (成果) ①学習定着度状況調査における県平均に対する町平均の比率（小5：104%、中2：105%）⇒未実施 ②学習定着度状況調査について目標を設定し計画的に取り組んでいる学校の割合（100%）⇒未実施 ③学校の学びを基に授業以外の学習時間に自立的に取り組む児童生徒の割合<2時間以上>（21%）【1時間未満】（45%）⇒未実施	新型コロナウイルス感染拡大により、県及び全国学調が中止のため、成果目標について評価できず。 町指定の研究校を重点に、いわて授業づくり3つの視点を軸に教員の資質向上に努めた。また、CRTについては、教育研究所として県比107%と目標値を設定し、108%で達成している。	B
				(2) 思考力・判断力・表現力等の育成のための言語活動の充実	①指導主事等による学校訪問指導	(事業の概要) ①全ての教科において、授業の各場面に言語活動を取り入れる様々な工夫をし、児童生徒が自分の考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために必要な言語活動を育てる。 (成果) ①指導主事等校外からの助言者を招いた校内研修を年複数回以上行った学校の割合（100%）⇒（100%）	新型コロナウイルス感染拡大のため、言語活動が制限されるなか、各校ではできる範囲で工夫をして授業した。各種講座も含め指導主事等を招聘し、年2回以上の校内研をすべての学校で実施した。教科を焦点化するなどして、特色ある教育活動の実現に向けた取り組みができた。
			(3) 学力調査結果の分析と活用	①『確かな学び、豊かな学び』実現プランの作成	(事業の概要) ①各種学力調査後に、調査結果の分析を行い、それを踏まえた取組を実施し、さらにその取組を検証し、次年度に向けた目標設定を行う。 (成果) ①学習に関する状況や課題を全職員の間で共有し、学校として組織的によく取り組んでいる学校の割合（小：100%、中：100%）⇒未実施	新型コロナウイルス感染拡大により、県及び全国学調が中止のため、成果目標について評価できず。 各校では、確かな学力育成プランを作成して令和3年度に向けて準備をしている。	B
			(4) 特色ある教育課程の編成	①中学校基礎学力向上事業（ラーニングサポート）	(事業の概要) ①大学生の学習サポーターを各中学校に派遣し、特色を生かしながら基礎的・基本的な知識・技術の習得、思考力・判断力・表現力の育成、主体的態度の育成が図られるよう、各校の実情に応じた教育活動を支援する。 (成果) ①大学生の学習サポーター派遣事業を活用している中学校の割合（100%）⇒未実施 ②大学生の学習サポーター派遣人数（延べ50人）⇒未実施	新型コロナウイルス感染拡大により、本事業が中止のため、成果目標について評価できず。	—



		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
知・徳・体のバランスを重視した教育の推進 学校教育の充実	(2) 確かな学力の保障	(5) キャリア教育の推進	①中学校における職場体験事業	(事業の概要) ①働くことの意義や尊さを理解し、明確な目的意識をもって人生を切り開くことができる力を育む。 ②社会への参画を目指し、児童生徒が主体的に人生計画を立て、進路選択をし、決定できる力を身に付け、将来の社会人・職業人として自立して生きるための力を育成する。 (成果) ①キャリア教育全体計画にそって地域や保護者と連携し職場体験(2日以上)を実施した中学校の割合(100%)⇒(100%)	新型コロナウイルス感染拡大により、各中学校にて内容を縮小してできる範囲で実施した。	B	
			(6) 英語教育の推進	①英語力向上事業・中学校教育振興事業(英語指導助手・外国語活動支援員の小中学校への配置) ②町国際交流事業	(事業の概要) ①児童生徒の英語に対する興味関心を高め、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と能力の育成に取り組む。 ②小学校中・高学年の外国語活動・外国語科の授業及び中学校の外国語科の授業に、英語指導助手・外国語活動支援員を配置するとともに、小学校、中学校の英語担当教員による小中連携の視点からの小学校外国語活動研修会を実施する。 ③国際交流協会主催、町教育委員会共催事業のフリモントとの交流事業の充実に向け取り組む。 (成果) ①中学校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合(43%)(英検3級程度以上)⇒(43%)	小中学校において、指導助手及び今年度県からの外国語加配講師の活用を図り、中学校卒業段階での英検3級以上の能力の育成について推進し、目標値は概ね達席できた。 また、指導主事を招聘し、SL講座にて授業改善の支援を行った。フリモント交流事業については、文化スポーツ課主催事業だが、コロナ対策にて中止となっている。	B
		(3) 健やかな体の育成	(1) 学校体育・健康教育の充実	①体力向上プログラム ②指導主事等による学校訪問指導 ③小学校体育実技アシスタント派遣事業 ④小中学校児童生徒保健管理事業(健康診断等、小4・中1生活習慣病健診)	(事業の概要) ①運動能力、体力低下の課題解決に向け、教員の体育の授業力向上に努めるとともに、地域スポーツ指導者や大学生の活用により、学校体育の充実に努める。 ②児童生徒の心身の健康保持増進のため、望ましい生活習慣の推進に取り組むとともに、各種健診を行い、事後指導の充実に努める。 (成果) ①小学校体力・運動能力調査の標準以上の児童生徒の割合(小男74% 小女83% 中男81% 中女92%)⇒未実施 ②児童の肥満防止に取り組んでいる小学校の割合(100%)⇒100% ③児童の「定期健康診断」の肥満度が正常の範囲内と判定される児童の割合(89%)⇒小学校92%、中学校92%	新型コロナウイルス感染拡大により、体力・運動能力テストが未実施のため、成果目標について評価できなかったが、全校とも肥満防止のため生活習慣の改善に取り組んだため、肥満に関する目標値は全達成。	B
	(3) 健やかな体の育成	(1) 学校体育・健康教育の充実	①小学校教育振興事業(小学校体育連盟への補助) ②小中学校生徒各種大会参加補助事業 ③元気・体力アップ60運動事業(60分の運動を確保する取組)	(事業の概要) ①児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるような、運動に親しむ環境づくりに努める。 ②町内小学校が参加する各種大会への補助金の交付を行う。 ③スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図る。 (成果) ①運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合(91%)⇒未実施 ②小中学校の各種大会への補助金の交付額 ・矢中中学校 県大会3種目309,000円、全国大会1種目1,692,000円 ・矢中北中学校 県大会3種目136,000円、全国大会1種目704,000円 ③小学校体力・運動能力調査の標準以上の児童生徒の割合(小男74%、小女83%、中男78%、中女91%)⇒未実施	①新型コロナウイルス感染拡大により、体力・運動能力テストが未実施のため、成果目標について評価できず。 ②児童生徒各種大会参加補助事業については、大会参加に係る交通費等を補助することにより保護者の負担軽減を図り、児童生徒の体育及び文化活動を奨励した。新型コロナウイルス感染症拡大による大会中止等のため、例年に比べ補助額は減少している。令和3年度は、大会規模等に応じた補助率の見直しを検討している。	B	
			(2) 体力向上や運動に親しむ環境づくり				

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	知・徳・体のバランスを重視した教育の推進	(4) 家庭・地域と協働した学校経営の推進	(1) 目標達成型の学校経営の推進	①目標達成型の学校経営の推進 ②教育委員会学校訪問	(事業の概要) ①町内小中学校において、教職員、児童生徒、保護者等が目標を共有し協働により達成を目指し、目標が達成できたかどうかの判断基準となる数値や状態を設定し、具体的な取組とその取組過程を重視した学校経営を行う。 ②教育委員会の学校訪問の実施 (成果) ①学校評価を踏まえて学校運営の改善に取り組んでいる学校の割合 (100%) ⇒100% ②教育委員会の学校訪問の実施⇒未実施	①設定した目標をもとに評価を行い、学校運営協議会委員からの意見等も踏まえ、次年度の学校運営の改善に反映させることができた。 また、毎月開催の校長会議にて学校改善の情報共有を行った。 ②新型コロナウイルス感染拡大により、学校訪問は中止したため評価できず。	B
			(2) 学校と家庭・地域との協働の推進	① 学校と家庭・地域との協働の推進	(事業の概要) ①学校ホームページ、学校通信、学年通信、学級通信、PTA広報等により、学校の教育活動について家庭や地域に発信するとともに、保護者や地域住民の意見や要望を学校経営に的確に反映するなど、家庭や地域と連携協力し、教育に対する期待に応える。 (成果) ①学校ホームページの適時・適切な更新（年間6回以上）をしている学校の割合 (100%、平均7.4回更新) ⇒(100%、10.8回)	ホームページの目標値は達成した。内容については各校に任せているが、個人情報保護について学校間の差がある。	B
			(3) いわての復興教育の推進	①復興教育研修会（県事業） ②矢巾町子ども議会（子ども議員会議） ③矢巾町ヒューマンセミナー	(事業の概要) ①東日本大震災津波の体験を踏まえ、県教委の副読本を活用して、郷土を愛し三つの教育的価値（いきる、かかわる、そなえる）を生かした教育課程を編成するとともに、学校と地域が共に一体となって、町の未来を考える「矢巾町子ども議会」や各課との連携による「矢巾町ヒューマンセミナー」を開催し、復興・発展を支える人材を育成する。 (成果) ①「いわての復興教育」を学校経営計画等に位置付けて取り組んでいる学校の割合 (100%) ⇒ (100%) ②防災教育「そなえる」の授業実践に取り組んだ学校の割合 (100%) ⇒ (100%) ③子ども議会（子ども議員会議）の開催⇒未実施 ④矢巾町ヒューマンセミナーの開催⇒実施	国の補助にて、復興スクール（内陸）を北中学区の3校で取り組んだ。本来であれば小中連携して同じ内容に取り組む事業であるが、新型コロナ対策のため各校ごとの取組となった（煙小：防災マップ作り、東小：交通安全、北中：津軽石中との復興交流）。 子ども議会は、新型コロナ対策のため中止。	B

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	知・徳・体のバランスを重視した教育の推進	(5) いじめ問題への早期対応	(1) いじめの未然防止・予防の徹底および早期発見・早期対応	①各学校における全児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査 ②いじめ対応講座（SL講座） ③生徒指導個別カードの作成	(事業の概要) ①いじめを見逃さない環境、いじめ問題に早期に組織的に対応する学校環境をつくるため、教職員の研修、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置・活用等を通じて、学校生活における児童生徒の生活のサポート体制を整える。 ②いじめは、お互いの態度、言葉、しぐさなどの捉え方、感覚の違いなどによりいつでもどこでも起こりうる事象であることから、「被害・加害」の関係改善だけでなくどまらず、周囲の「観衆・傍観者」の立場をとる子どもへの働きかけと意識付けを行い、すべての子どもたちを対象に「いじめをさせない、許さない」人間関係づくりに努める。 ③いじめの未然防止・予防の徹底のため、定期的なアンケート・人権擁護委員・医療機関等と連携し人権を考える授業・命の尊さを考える道徳やその他の教育活動など、教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな心や道徳心、相手の立場に立って考える態度を育む取組を進める。 ④いじめの早期発見・早期対応のため、定期的なアンケートや教育相談を行うとともに、生徒指導個別カードを作成し、全教職員が具体事例を通じた研修によりいじめ問題の対応力を向上させ、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取組体制により実効性のある対応を行う。 (成果) ①学校いじめ防止基本方針を策定している学校の割合（100%）⇒（100%） ②いじめの実態把握に関する児童生徒に対する調査を年間複数回実施している学校の割合（100%）⇒（100%） ③生徒指導（いじめ）に関する校内研修を年1回以上行っている学校の割合（100%）⇒（100%）	各校にて必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを行い、各種用途に合わせた複数回のアンケートの実施や教育相談を通して、いじめの早期発見、早期対応に努めた。今後は蓄積されたデータをもとに取組の評価等に生かしていく必要がある。また、中学校においては、未然防止の観点から、福祉課事業にて専門医師による「心の授業研修会」および「心の授業」を行い、教員及び児童生徒への心の支援を充実させた。令和3年度は全小学校での実施も検討したいとのこと。 成果目標の数値については、達成できたが、いじめ校内研にはスクールカウンセラーを活用していきたい。	B
		(2) 教育相談体制の充実および家庭や地域、関係機関との連携	①教育研究所運営事業（教育相談の実施） ②中学生学習支援及び悩み相談等プログラム（盛岡広域振興局事業） ③いじめ問題対策連絡協議会 ④いじめ相談員連絡会議	(事業の概要) ①児童生徒が一人で悩んだり問題を抱えたりすることがないように、相談しやすい環境づくりに努め、学校及び学校外の相談窓口の周知を図るとともに、町教育研究所にいじめの相談にあたる窓口を設置する。 ②より多く大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働できる体制づくりと、いじめ防止の取組を進める。 (成果) ①いじめ問題対策連絡協議会の開催⇒開催 ②心の授業の実施⇒実施 ③いじめの相談にあたる窓口の設置⇒設置	コロナ禍で活動は制限されたが、各校にて、実情と実態に応じた取り組みを行った。特に感染症による差別偏見防止については道徳科を活用するなど特に力を入れた。	B	
教育環境の充実		(1) 児童生徒を支える教育環境の充実	(1) 安全・安心な教育環境の整備	①平成25年度から実施している町としての「ゼロ（教員の不適切な指導）運動」の継続	(事業概要) ①児童生徒の生命・身体を脅かす出来事が起こらないように、特にもいじめ・体罰等の課題への対応を徹底し、児童生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育に努める。 (成果) ①教員の不適切な指導（体罰・セクハラ・不適切な言動）件数（0件）⇒1件 ②事故・事件の発生件数（0件）⇒0件	町立学校教職員のコンプライアンス取組については、各学校長において、コンプライアンス宣言を行い、コンプライアンスの推進に向けた取り組みを実施していたが、職員の不適切な指導があり、成果目標については達成できず（不適切指導1：言葉の暴力）。	C
		(2) 安全に関する指導の充実	①各学校における毎月の安全の日の活動 ②地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	(事業の概要) ①毎月安全の日を設定し、施設設備の点検を行う。 ②児童生徒の登下校時の事件・事故を防止するための取組を行う。 (成果) ①毎月安全の日を設定し、施設設備の点検を行っている学校の割合（100%⇒100%） ②スクールガードによる登下校時の事件・事故件数（0件⇒0件）	教職員による施設設備点検を毎月行うことで、学校施設の不具合箇所の早期発見と修繕対応を行うことができた。また、スクールガードの見守りや交通指導を行い、登下校時の安全確保が図られた。	B	

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	教育環境の充実	(1) 児童生徒を支える教育環境の充実	(3) 防災教育の充実	①各学校における避難訓練及び防災訓練(引き渡し訓練等)の実施 ②小中学校教育施設整備事業(学校連絡網メール配信事業)	(事業の概要) ①学校防災体制を確立し、児童生徒が自然災害の危険から、自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を養う。 (成果) ①危機管理マニュアルを整備している学校の割合(100%⇒100%) ②火事、地震、水害、不審者侵入等を想定した避難訓練を、年に複数回実施している学校の割合(100%⇒100%) ③学校連絡網メールを有効活用している学校の割合(100%⇒100%)	学校では、いっどこで発生するかわからない自然災害などの危険から自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を、防災・環境教育において学ぶことができた。	B
			(4) 保護者に対する経済的支援の充実	①児童生徒遠距離通学費補助事業 ②小中学校要保護・準要保護就学援助事業 ③小中学校特別支援教育就学奨励事業 ④奨学金貸付事業	(事業の概要) ①小中学校から半径2km以上にあるバス停を利用した児童生徒の保護者に対し、定期券等の購入額の1/2を補助する。 ②申請に基づき認定した要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び医療費を補助する。 ③申請に基づき認定した準要保護児童生徒の保護者に対し、給食費、医療費、学用品費等を補助する。 ④特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等を補助する。 ⑤基準により選考された経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付を行う。また、給付型奨学金制度の詳細設計を行う。 (成果) ①対象者へ通学費補助を行い、負担軽減を図る。 ⇒補助額 上半期 465,206円(55名) 下半期 220,943円(44名) ②要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び医療費を補助することにより負担軽減を図る。⇒4世帯 ③準要保護児童生徒の保護者に対し、給食費、医療費、学用品費等を補助することにより負担軽減を図る。⇒128世帯 ④特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等を補助することにより負担軽減を図る。⇒32世帯 ⑤基準により選考された経済的理由により修学が困難な生徒に対し奨学金の貸付を行った。また、給付型奨学金の選考基準等を整備した。 ⇒令和2年度採用奨学生7名(大学6名、専門1名)	①遠距離通学児童のバス定期券代等を補助することにより、保護者の経済的支援を行った。また、遠距離通学児童生徒が安心・安全に通学できるよう、11月から3月の冬期間、小学生を対象にスクールバスの運行を行った。 ②申請に基づき認定した要保護児童生徒の保護者に対し、修学旅行費及び医療費を援助した。 ③申請に基づき認定した準要保護児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等を援助した。 ④申請に基づき認定した特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等を援助した。 ⑤基準により選考された奨学生に対し、奨学金の貸付を行った。また、給付型奨学金の選考基準等を整備した。令和3年度からは、一般奨学金(貸与型)及び特別奨学金(給付型)の2種類の奨学金を効果的に運用していく。	B

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	教育環境の充実	(1) 学校を支える教育環境の充実	(1) 教育研究所事業の充実	①調査研究事業 ②研修事業 ③編集発行事業 ④教育相談事業 ⑤適応教室の充実 ⑥幼児ことばの指導	(事業の概要) ①児童生徒に確かな学力を育むため、家庭学習強化週間の設定を行う。また、所報「教育やはば」を発行する。 ②町教育研究大会を開催し、実践研究の成果等の発表や研修会を通し、本町教育の推進向上に寄与する。 ③小学生の郷土理解学習に資するため、小学校社会科副読本を3年ごとに編集発行し、活用研究を進める。 ④教育問題相談員を活用し、教育相談活動を行う。 ⑤不登校による不安定な状況を示す児童生徒には支援活動を行い、将来の自立と学校復帰を目指す。 ⑥言葉の課題を持つ幼児には、課題を軽減し健やかな生活を営めるよう支援を行う。  (成果) ①家庭学習強化週間の設定（年2回）、所報「教育やはば」を年3回発行する。 ⇒目標のとおり実施。 ②町教育研究大会参加者満足度95%以上を目指す。 ⇒参加者満足度99% ③令和2年度完全実施に向けた新学習指導要領に準拠した小学校社会科副読本の活用の手引き及び評価問題の作成を進める。 ⇒評価問題と年間指導計画を作成。 ④いじめ問題教育相談員の活用を促進する。（学校訪問月2回以上、各校のいじめ対策会議参加。児童生徒からの相談、保護者相談は、随時） ⇒目標のとおり実施。 ⑤通級者について月2回以上学校と「こころの窓」と情報交換する。また、対象児童生徒の保護者との面談を推進する。 ⇒目標のとおり実施。 ⑥町内の全保育園・こども園の幼児言葉の観察を実施し、幼児おはなし教室への通級指導を促進する。 ⇒目標のとおり実施。	①児童生徒の学力向上のため、家庭学習強化週間を年2回設定した。また、保護者や関係機関等に教育研究所事業の周知を行うため、所報「教育やはば」を年3回発行した。 ②実践研究の成果等の発表や研修会により、教育課題に対する実態や改善について理解を深めるとともに交流を図った。 ③社会科副読本新版の活用推進のため、評価問題と年間指導計画を作成した。 ④いじめ問題教育相談員による相談活動を行い、学校等関係機関と連携した支援を行った。 ⑤適応指導教室「こころの窓」において、不登校の状況にある児童生徒の支援活動を行った。また、支援活動においては、学校等との連携や保護者との面談実施等、関係者との情報共有を図った。 ⑥町内の全保育園・こども園の巡回により幼児の観察を行い、通級指導を促した。	A
学校教育の充実	安全な学校施設の管理と運営	(1) 学校施設・設備の充実	(1) 学校施設の点検、維持・補修	①小中学校維持管理事業	(事業の概要) ①点検等により把握した不具合箇所の補修、また、施設の老朽化に伴う危険箇所の改修工事を実施する。 ◆計画されている修繕及び改修工事 ・各小中学校の小破修理 ・矢巾中学校・矢巾北中学校グラウンド表面処理工事 (成果) ①未補修箇所が原因となった事故件数（0件⇒0件）	①予定していた工事の他、学校教育課で委託している機械設備の定期点検において不具合があった箇所や教職員等による目視点検において発見した不具合箇所について、予算の範囲内ではあるが、不適格事項の解消や施設の不具合箇所の改善が図られた。	B
		(2) 教育設備の充実	(2) 教育設備の充実	①小中学校教育振興事業（教材備品、図書）	(事業の概要) ①教育設備の整備・充実を図るため、教材備・図書の充実を図る。 ・小中学校図書の購入 ・小中学校理科備品の購入 ②児童生徒一人一台の情報端末を整備します。 (成果) ①計画されている図書・備品の購入⇒図書及び管理備品、保健備品、教材備品について計画どおり購入した。 ②全児童生徒への情報端末整備⇒児童生徒分のほか、教職員、予備分含めて2,420台購入した。	児童生徒用図書のほか、各学校から要望があった各種備品を計画的に購入することができ、活用が図られた。 また、令和2年度は新型コロナウイルス対策に対応した国の補助金を活用し、空気清浄機や加湿器等の保健備品を整備することができた。 あわせて、GIGAスクール構想に対応した児童生徒用一人一台情報端末を整備することができた。	B

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
		適応支援・特別支援の充実	(1) 特別なニーズに対応した教育および特別支援教育の推進	①適応支援員配置事業 ②特別支援教育支援員配置事業 ③教育振興総務事業（学校図書事務補助員配置事業） ④適応支援員並びに特別支援教育支援員等研修会 ⑤教育支援委員会 ⑦特別支援教育スキルアップ研修会	(事業の概要) ①特別な支援を必要とする児童生徒と必要ない児童生徒が、共に学ぶことができる指導・支援体制の充実を図る。 ②町費による適応支援員・特別支援教育支援員を継続配置し、支援の拡充を図る。 ③特別支援教育スキルアップ研修会を実施する。 (成果) ①作成が必要な児童生徒について「個別的教育支援計画」を作成している学校の割合(100%) ⇒ (100%) ②町費による非常勤職員（特別支援教育支援員・適応支援員）の配置継続 適応支援員（6名）、特別支援教育支援員（9名）の配置⇒適応支援員（6名）、特別支援教育支援員（9名） ③特別支援教育に関する研修を受講した小・中学校の教員の割合（100%）⇒（100%）	①令和2年度は、子どもの実情に合わせた協議が可能となるよう、教育支援委員会の下部組織として事前検討会を立ち上げ、全2回実施することができた。 また、判定区分の変更や教育支援委員会の運営を変更することで、協議が必要な児童生徒の的を絞り協議を円滑に行うことが出来た。 ②町費による支援員をそれぞれの小中学校へ配置し、特別的教育課程が必要な児童生徒への支援の充実を図った。 ③町の研修会として、特別支援教育エリアコーディネーターや盛岡教育事務所配置のスクールカウンセラーを講師に、講義を行った。その後、分会毎に事例に基づいた研究討議を行い、日常の支援に在り方について共有することができた。	A
学校教育の充実		安全安心な学校給食の提供	(1) 食育に関する指導の推進 (2) 安全・安心の取組みに向けた学校・家庭との連携推進 (3) 学校給食費の公会計化	①栄養教諭による食に関する指導 ②食材の安全性の確認 ③食物アレルギー対応 ④給食だよりの発行による家庭への情報提供 ⑤学校給食費の口座振替、納付書での納入開始	(事業の概要) ①安全安心の地場産物の活用のため、町内生産者との連携を図ることに努めた。 ②献立に季節感あふれた郷土食・行事食等を積極的に取り入れ、食の楽しみ・豊かさなど食文化が感じられる食農教育を重視した給食の提供に努めた。 ③食生活に対する意識を高めるため、「給食だよりのすこやか」の発行、「献立表」を町のホームページに掲載したり、大型スーパーに掲示しながら情報発信を積極的に行った。 ④アレルギー対応については、学校・家庭・調理場が毎月、綿密に連携を取り、組織的に食物アレルギーを有する児童生徒への対応に努めた。 ⑤コロナ禍への対応策としても学校給食費の公会計化を急ぎ進め、完全ではないがある程度まで年度内に実現させることができ、保護者の負担軽減と利便性向上が図れた。 (成果) ①学校給食における町内農産物使用の割合（目標52.0%⇒実績値50.1% ▲1.9%未達） ②栄養教諭による食育授業を実施する学校の割合（目標100%⇒実績値100% 全38回実施） ③食物アレルギーへの対応（目標100%⇒実績値100% 事故件数 0件） ④給食食材の放射性物質濃度の測定（目標100%⇒実績値100%、全食197回実施）（全てにおいて放射性物質は検出されなかった。） ⑤学校給食費の口座振替、納付書での納付開始（目標9月⇒実績9月 100%）	安全安心で質の良い町内農産物を優先的に活用するため、食材納入業者と緊密な連携を図ることにより、目標値に若干至らなかったが、例年並みの地産率を確保することはできた。 また、食農教育を重視した郷土料理・行事食等、旬の献立を工夫することにより、栄養バランスの確保に加え、食の楽しみ・豊かさを感じられる給食の提供に努めた。 各学校に合わせた食育授業を計38回実施し、児童生徒の学習段階に合わせた指導を行った。 食物アレルギーへの対応は、保護者との情報交換及び各学校との連携により、対象児童生徒に合わせこまめに対応した。 町HPを活用した放射能測定結果やの公表により、給食の安全性を発信するとともに、「給食だよりのすこやか」、「献立表」の発行により、児童生徒や家庭に対し広く食育支援指導を実施した。 学校給食費の公会計化については、保護者が各戸を訪問しての集金がなくなり負担の軽減と利便性、安全性の確保が図れた。	A